

令和5年12月13日
医療局がん・疾病対策課

「横浜市保健所及び福祉保健センター条例施行規則」の一部改正に関する意見公募について

横浜市は横浜市保健所及び福祉保健センター条例に基づく、「横浜市保健所及び福祉保健センター条例施行規則」を設け、区福祉保健センターで実施する肺がん集団検診に係る使用料を定めています。

このたび、区福祉保健センターで実施している肺がん集団検診を、令和6年度より医療機関で実施する肺がん個別検診に一本化することに伴い、横浜市保健所及び福祉保健センター条例施行規則を一部改正します。

つきましては、御意見をいただきたく、次の要領で「横浜市保健所及び福祉保健センター条例施行規則」の一部改正に関する意見公募を行います。

1 御意見公募期間

令和5年12月13日（水）から令和6年1月12日（金）まで

2 御意見提出方法

次のいずれかの方法により、御提出願います。

なお、電話での御意見は受付しかねますので、あらかじめ御了承ください。

（1）電子メールの場合

電子メールアドレス：ir-kenshin@city.yokohama.jp
横浜市医療局がん・疾病対策課 意見公募担当 宛て

（2）郵送の場合

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10
横浜市医療局がん・疾病対策課 検診企画係 宛て

（3）FAXの場合

FAX番号：045-664-3851
横浜市医療局がん・疾病対策課 検診企画係 宛て

3 注意事項

- (1) いただいた御意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- (2) いただいた御意見の内容につきましては、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開される可能性がありますので、あらかじめ御承知おきください。
- (3) 御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。
- (4) その他個人情報については、個人情報の保護に関する法律にしたがって適切に取り扱います。

4 御不明な点についてのお問い合わせ先

横浜市医療局がん・疾病対策課 意見公募担当 宛て
電話番号：045-671-2453

※ 電話による御意見は御遠慮くださいますようお願いいたします。

以上